# えひめ発の「規制緩和提言」骨子

# 1 政府の経済対策



大胆な金融政策

新たな成長戦略

機動的な財政政策

成果目標を定めたマクロ政策を 異次元のスピードで実行 地域経済に関する 視 点 も 重 要

# 2 日本経済の再生に向けて

#### 大胆な金融政策

新たな成長戦略

#### 機動的な財政政策

### 日本産業再興プラン

- ロ本産業<del>内與</del>フラ. ・産業の新陳代謝
- ・雇用制度改革・人材力強化
- 科学技術革新強化 …

### 戦略市場創造プラン

- 健康寿命の延伸
- クリーンエネルギー需給
- ・次世代インフラの構築 …

### 国際展開戦略

- 戦略的通商関係構築
- 海外市場の獲得
- ・国内のグローバル化の促進

### 国家戦略特区

- ・総理主導で大胆な規制改革等を実行
- ・世界からの投資を惹きつけるインパクトのある案件が対象
- ・特区の数は限定 (大都市を想定)

世界的な視点で 日本を見る

リンク

地域が求める「現場の視点に立った規制緩和」によるきめ細やかな経済対策



人口・産業構造等地域独特の課題

分権の視点からの規制緩和の実施

地域ごとの実需の創出 →地域経済の活性化

財 政 負 担 が 少 な く 費 用 対 効 果 の 高 い 経 済 対 策 す ぐに で き る こ と か ら ス ピー ド 感 を 持 っ て 実 施

# 3 本提言のねらい



行政の現場を担う職員、民間企業等からの 声を集約して「チーム愛媛」で国へ提言

地域の実情を汲み取った実効性のある規制緩和の実現

# 分権の視点からの規制緩和提言(35 提言)

## 1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進(16提言)

- (1)輸出を振興するための手続の迅速化
  - 対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大
- 輸出証明書(原産地証明)の申請窓口の一元化 など
- (2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援
  - 農業制度資金の貸付年齢制限の緩和
  - 中小企業信用保険制度の対象職種に農業分野を追加 など
- (3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和
  - 自家発電施設を有する事業者の電力小売の規制緩和
  - LED照明等の導入に対する補助制度の拡充

など

- (4)企業への過重な負担の見直し
- 大規模小売店舗立地法に係る変更手続の簡素化
- 医療機器製造所の製造・品質管理体制に係る調査の効率化 など

### 2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり(11提言)

- (1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備
- 保育所における保育士配置基準の見直し
- 認定こども園における自園調理義務付けの見直し など
- (2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供
  - 訪問看護ステーションの看護職員配置基準の緩和
- 短期入所生活介護事業者の指定に係る基準の緩和
- など
- (3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備
  - 教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化
  - 学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和 が

## など

# 3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化(8提言)

- (1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲
  - 農地転用許可に関する権限の移譲等 など
- (2) 地域振興のための地方の独自性の発揮
- 過疎地域における自治体バスによる貨物輸送に係る規制緩和 など
- (3) 地域経済を支える企業活動への支援拡大
- 企業立地促進条例による地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和 など

# 5 まとめ

地域経済は、経済のグローバル化や産業構造の変化の中、常に様々な課題を抱えており、地域が自主・自立の覚悟で、自己責任において課題解消に取り組むことが求められている。

国においては、地域の創意工夫が最大限発揮されるよう、地方分権の視点に立った規制緩和を推進して、我が国全体の経済再生につなげていくことを切望する。

### 1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

### (1)輸出を振興するための手続の迅速化

- 1 対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大 厚労省が証明書発行機関を国内4機関としており、証明書の 入手に時間がかかることから、希望する都道府県については保健所での証明書発行を可能とし、輸出手続の迅速化を図る。
- 2 輸出証明書(原産地証明)の申請窓口の一元化 産品ごとに申請窓口(食品→地方農政局、水産物→水産庁)が異なり、かつ遠いため、証明書発行に時間を要することから、県内に一元的な申請窓口を設けることで、輸出手続の迅速化を図る。
- 3 E U 向け輸出水産食品取扱施設の認定等手続の一元化 E U との協議を要するなど、県で実質的審査ができないにもかかわらず、厚労省の取扱要領により、地方厚生局の了解を得た上で県が認定する重層審査となっていることから、認定機関を国に一元化し、事務手続の迅速化を図る。

### (2)農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

- 4 農業制度資金の貸付年齢制限の緩和 (株)日本政策金融公庫の農業制度資金は「後継者不在の個人は 60 歳まで」の制限を設けているが、高齢農業従事者の円滑な資金調達のため、地域の実情に応じた年齢制限の設定を可能とする。
- 5 中小企業信用保険制度の対象業種に農業分野を追加 中小企業信用保証保険法では、保証対象業種に農業分野がないことから、中小企業の農業に進出する際の円滑な資金調達を図るため、同制度に農業分野を追加する。
- 6 強い農業づくり交付金(共同利用施設整備)の採択要件の緩和 交付金実施要綱で「受益農家又は事業参加者が5戸以上」の戸数要件があることから、一定規模を有するなどの取組であれば、戸数要件を緩和する。
- 7 果樹共済の共済目的の迅速な設定 農業災害補償法で共済目的の品種が定められているが、果樹生産の振興を図るため、県の果樹農業振興計画で推奨する新品種については、迅速に新品種を共済目的に追加する。
- 8 鳥獣被害に対する狩猟期間の通年設定 鳥獣保護法では、狩猟期間外は有害鳥獣被害の発生に応じて捕獲許可を要するが、農作物被害の減少及び申請者負担の軽減のため、囲いわな・箱わなのみ通年の狩猟期間設定を可能とする。

### (3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和

- 9 自家発電設備を有する事業者の電力小売の規制緩和 電気事業法の特定供給の要件である「構内・密接な関係を有する事業者」について、公道をはさむ同一企業の事業所への供給や同一敷地内で一定の関係を有する他企業への供給を認めるなど、要件を緩和し、電力の有効活用を図る。
- 10 LED照明等の導入に対する補助制度の拡充 現在の補助制度は、大規模な設備改修や小規模事業者に対するものに限られているため、補助要件を見直し、企業におけるLED照明の普及を促進する。
- 11 再生可能エネルギー事業への耕作放棄地の活用促進 耕作放棄地を活用した再生エネルギー事業について、長期間の安定した事業継続を担保する措置を講じた上で、農地法の規制を緩和することにより、当該事業の創出を図る。
- 12 バイオディーゼル燃料 (BDF) 混和燃料の一部非課税化 BDFの利用促進を図るため、軽油引取税の脱税 防止対策を図った上で、軽油特定加工業者が販売する混和燃料のBDF分を非課税とする。

### (4)企業への過重な負担の見直し

- 13 大規模小売店舗立地法に係る変更手続の簡素化 駐車場の必要台数を満たす収容台数の変更など、周辺地域の 生活環境に重大な影響を与えない変更については、業者の事務負担を軽減するため、8ヶ月の変更制限を緩和する。
- 14 医療機器製造所の製造・品質管理体制に係る調査の効率化 厚労省令(QMS)と国際標準化機構(ISO)の2つの基準の共通する部分は、重複する調査を簡素化して、製造業者の負担を軽減する。
- 15 医療機器製造販売業における品質保証責任者及び安全管理責任者の資格要件の緩和 3年以上の実務経験が必要であり、人材確保・新規参入を促進するため、講習等の受講を条件に実務経験要件を緩和する。
- 16 旅客船の船舶点検頻度の緩和 船舶安全法では、定期点検は5年ごと、中間検査は毎年となっており、運航会社の過重な負担の軽減を図るため、技術革新や実際の運行状況等を考慮して、実態に即した点検頻度とする。

### 2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

### (1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備

- 17 保育所における保育士配置基準の見直し 保育士配置基準は、3歳児(20人につき1人)及び4歳以上児(30人につき1人)に比べ、乳児(3人につき1人)及び1、2歳児(6人につき1人)の基準が厳しく、潜在的なニーズの高い3歳未満児が入所できる保育所が不足しているため、安全に配慮した受入れ態勢を整備した上で、人員配置基準を緩和する。
- 18 認定こども園における自園調理義務付けの見直し 認定こども園では、3歳未満児の食事の自園調理が義務付けられており、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際の妨げとなっているため、食事の外部搬入を可能とする。
- 19 放課後子どもプラン推進事業の運用改善 山間部や島嶼部の小規模な小学校で放課後対策を実施する際、国庫補助の対象となるのは、放課後児童クラブ:児童10人以上のクラブ、放課後子ども教室:年間250日、1日あたり4時間までの事業費となっており、地域によっては開設が困難となる場合があるため、両事業の補助要件の緩和などを行う。

### (2)地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供

20 訪問看護ステーションの看護職員配置基準の緩和 常勤換算で 2.5 人以上を配置する必要があり、看護職員の確保が困難なことにより普及の妨げとなっているため、配置基準を 1 人(被災地での特例措置と同等の基準)に緩和する。

21 短期入所生活介護事業者の指定に係る基準の緩和 利用定員(単独施設:20人以上)や医師の配置などの基準が高く、事業への参入が進んでいないことから、介護保険対象外で全額自己負担の「お泊りデイ」の利用が多い通所介護事業所等の事業参入を促進するため、小規模での運営が可能となるよう利用定員や人員等の基準を緩和する。

22 軽費老人ホームA型・B型の入所定員等の緩和 国はA型B型からケアハウスへの移行を目指しているが、A型B型ともに、老朽化等による入所希望者の減少等に伴い経営状況が厳しく、移行が叶わない施設が多いため、A型B型の実態に合わない入所定員や人員配置基準を緩和し経営状況を改善することで、ケアハウスへの移行を促進する。

23 離島地域への事業者参入を促進するための介護報酬算定基準の緩和 離島地域では、事業者参入が進まず十分なサービスが提供できていないため、介護保険制度の枠組みの中で報酬単価の上乗せや加算の設定を可能とする。

### (3)地域経済を担う人材育成のための環境整備

24 教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化 教育課程の特例校制度を利用するには、国への申請と認可までの期間を要するため、県教委が指定する「研究実践校」などの意欲ある学校が、自らの特色をより発揮するために特例校制度を積極的に活用する際の妨げとなっているため、最低限の履修科目数を定めた上での届出制とするなど、手続を簡素化する。

25 学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和 産業教育施設整備における補助対象が、実験・実習装置については 1千万円以上、ソフトウェアについては「主たる 1 種類」となっており、教育現場の実態に即していないため、補助対象経費の引き下げや補助対象の拡充を行う。

26 市町村立学校建物の耐震診断に係る事務手続の簡素化 国の実施要領により、市町村教委の担当者による診断と、都道府県教委等の技術職員による確認を要するとされており、現在土木部職員の協力を得て事務を進めているが、県立学校の業務もあり事務が滞る場合があるため、建築主事を置く自治体での確認業務の実施を可能とし、耐震化を促進する。

27 獣医師養成系大学の設置に関する規制緩和 収容定員が増加する大学の設置等は認められておらず、自治体勤務 獣医師などの不足の一因となっているため、地域の実情を考慮して規制を緩和し、地域偏在の是正により、教育機会を 増やすとともに、大学を拠点とした地域振興に繋げる。

### 3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

#### (1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲

28 農地転用許可に関する権限の移譲等 4 h a 超の許可については農水大臣の権限、2 h a 超~4 h a の許可については大臣協議が必要となっており、許可まで長期間を要し迅速な対応ができないため、都道府県に許可権限を移譲し、大臣協議を廃止する。

29 商工会議所・商工会に関する権限の移譲と法整備 商工会議所の設立認可等の権限を都道府県に移譲することにより、効率的・効果的に事務を実施する。また、商工会議所と商工会の合併に関する規定を整備することにより、合併による機能強化を促進する。

30 L P ガス法、電気工事業法、電気用品安全法、ガス事業法における指導権限等の移譲 事業所に身近な地方 自治体で事務を行うことにより、地域で統一された指導や効率的・効果的な事務を実施する。

#### (2)地域振興のための地方の独自性の発揮

31 過疎地域における自治体バスによる貨物運送に係る規制緩和 市町が運行するコミュニティバス等において、 地域の実情に応じ、効率的な貨物運送が可能となる「有償での貨物輸送」や「旅客の予約がない便での貨物のみの運送」 を行うことができるよう、弾力的な運用を可能とする。

・ 簡易宿所(一般の民宿)の床面積基準の特例の対象拡大 旅館業法による民宿を営業する際の床面積基準の特例は、農林漁業者に限り認められており、非農林漁業者による田舎体験民宿や観光地周辺での小規模民宿の開設の妨げとなっているため、特例の対象を拡大する。

33 社会資本整備総合交付金の対象事業の拡大 愛媛県立とべ動物園の獣舎等のリニューアル事業は、都市公園施設でありながら交付金の対象外とされているため、都市公園施設全般に対象を拡大する。

#### (3)地域経済を支える企業活動への支援拡大

34 企業立地促進条例による地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和 地方交付税措置されるためには、施設及び土地の取得価額の合計が2億円を超えることが条件の一つとなっており、条件の高さから適用事例が少なく企業誘致の誘因としては不十分であるため、価額要件を緩和する。

35 過疎地域への設備投資に対する地方税の課税免除に伴い交付税措置される業種の拡大 地方交付税措置されるのは、製造業・情報通信技術利用業・旅館業の法人事業税及び不動産取得税、畜産業・水産業の個人事業税に限られており、設備投資を呼び込む誘因としては不十分であるため、対象業種を拡大する。